

子育てを支援するさまざまな制度

— 次代を担う子どもたちにも明るい未来を —



問合せ先 子育て・こども課 ☎ 内線 146・167・171

市では、子どものこと、子育てのこと、家庭の悩みなど、子ども自身や子育て家庭が抱えるさまざまな問題について一体的に相談に応じ、問題解決に向けて総合的に支援していく部署として「子育て・こども課」を設けています。

また、子育て家庭を支援するために、さまざまな制度があります。今月号では、その制度について紹介します。それぞれの制度の利用を希望する人は、事前にご相談ください。

児童手当の支給

中学校修了までの子どもを養育している人に児童手当が支給されます。支給月は、6月、10月、2月です。

本年6月から所得制限が導入され、所得が限度額を超えた場合は、特例給付となります。

●支給月額（平成24年6月以降）

- 3歳未満 一律 15,000円
- 3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生 一律 10,000円
- 特例給付 対象児童一人につき 一律 5,000円

家庭状況に変更が生じた場合は、手続きが必要です（公務員の人は勤務先で手続き）。詳しくは、右記の問合せ先へお尋ねください。

子ども医療・ひとり親家庭等医療費の助成

乳幼児から中学生までの児童および、ひとり親家庭などを対象に、病气やけがで医療機関にかかった場合（薬局を含む）に保険診療に係る負担金の一部を助成しています。

乳幼児の受診については、現物給付対応の子ども医療費受給者証を医療機関の窓口には必ず提示してください。また、小・中学生がいる世帯で受給者証の手続きが済んでいない人は、手続きをお願いします。

●助成額

対象となる子どもごとに1月単位、1医療機関単位で支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成します（薬局については、保険診療分の自己負担額を全額助成しま

児童扶養手当

●対象者

父母の離婚、父母の死亡そのほかのさまざまな理由で父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人、または20歳未満で一定の障害を有する人）を監護している父や母または当該父母以外の人で当該児童を養育する養育者です。ただし、公的年金を受け取ることができるとき、児童を監護しなくなったときなどは、手当の支給要件に該当しなくなる場合があります。

●手当月額（月額）

- ①児童1人の場合は、全部支給41,430円、一部支給は9,780円
- ②児童2人目の場合は、①の金額に5,000円加算
- ③児童3人目以降の場合は、1人につき①②の金額に3,000円加算

ただし、平成20年4月から法律の改正により減額の対象（2分の1の額）となる人がいます。対象者には、事前に通知し、関係書類を提出してもらいます。減額対象となる人は次の通りです。

- ・児童扶養手当を受給して5年を経過した人
- ・支給要件に該当してから7年を経過した人

（ただし、対象児童に8歳未満の児童がいる場合は減額の対象にはなりません）

●支給日 4月、8月、12月の11日（ただし、11日が休日の場合はその直前の休日でない日）

母子家庭自立支援教育訓練給付金

指定された教育訓練を受講した母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給付金が支給されます。

●対象者

（次のすべての要件を満たすこと）

- ・児童扶養手当受給者か、同等の所得水準にある人
 - ・適職に就くために教育訓練を受けることが必要だと認められる人
 - ・雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない人
- 対象講座
- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座



- ・(財)21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の指定講座
- ・別に指定する講座
- 支給額
対象講座の受講料の2割に相当する額(上限10万円、下限4千円)

母子家庭高等技能訓練促進費等給付金

母子家庭の母が、就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間のうち一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費等給付金が支給されます。

●対象者

(次のすべての要件を満たすこと)

- ・児童扶養手当受給者か、同等の所得水準にある人
- ・資格取得するために養成機関で、2年以上の修業課程を修め、対象資格の取得が見込まれる人
- ・就業または育児の両立が困難であると認められる人

●対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他これらに準じ、市長が別に定める資格

●給付金の種類

- ・高等技能訓練促進費
- ・入学支援修了一時金

●支給額と支給期間

〈高等技能訓練促進費〉

【支給額】

- ・市民税非課税世帯：月額100,000円
- ・市民税課税世帯：月額70,500円

【支給期間】

修業期間の全期間(上限3年)

(ただし、平成21年6月5日から平成25年3月31日までの間に養成機関で修業している人に限られます。それ以外の期間に該当する場合は、修業期間のうち2分の1に相当する期間を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間とし、18カ月を上限とします)

〈入学支援修了一時金〉

【支給額】

- ・市民税非課税世帯：月額50,000円
- ・市民税課税世帯：月額25,000円

【支給期間】

修了日を経過した日以降に支給する。

母子・寡婦福祉資金 貸付制度

県では、母子家庭および寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために、各種資金の貸付を行っています。

資金の種類は次の通りです。

- ①就学支度資金Ⅱ小・中学校、高校、高専、専門学校や大学などに入学、もしくは修業施設への入所の際に必要な資金
- ②修学資金Ⅱ高校、高専、専門学校や大学などに修学させるのに必要な資金
- ③修業資金Ⅱ事業開始または就職のための知識、技能を習得するのに必要な資金(最終学年時に就職を希望する子が自動車運転免許を習

得する場合)

- ④医療介護資金Ⅱ医療を受けるのに必要な資金
- ⑤就職支度資金Ⅱ就職に際し必要な資金
- ⑥技能習得資金Ⅱ事業開始または就職のための知識、技能を習得するのに必要な資金
- ⑦事業開始資金Ⅱ新たに事業を開始するのに必要な資金
- ⑧事業継続資金Ⅱ現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
- ⑨生活資金Ⅱ技能習得または療養中の生活を維持するのに必要な資金。配偶者のない女子となつて間もない人の自立意欲の促進と生活に必要な資金
- ⑩住宅資金Ⅱ住宅の補修、保全、増改築ならびに建設、購入に必要な資金
- ⑪転宅資金Ⅱ住宅の移転に際し、必要な資金(敷金、前家賃など)
- ⑫結婚資金Ⅱ子女の婚姻に際し必要な資金

子育てのご相談は、子育ての支援、児童に関する相談、ひとり親家庭などの自立支援、婦人相談などを中心に取り組んでいます。保健、福祉、教育、労働などそれぞれの分野の関係機関と連携を図りながら、子育て家庭と子どもたちを応援していきます。

お気軽にご相談ください。

11月は児童虐待防止推進月間です 乳幼児揺さぶられ症候群をご存知ですか? ～赤ちゃんを激しく揺さぶらないで～

赤ちゃんが何をやっても泣き止まないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。

しかし、泣き止まないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さい子どもが、激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりすることで大きな衝撃を受けると、見た目には分かりにくいですが、頭(脳や網膜)を損傷し、重い障害が残る場合や、命を落とすこともあります。どうしても泣き止まない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせ、少しの間その場を離れて、まず自分をリラックスさせましょう。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、下記の窓口

に連絡・相談してください。児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

【連絡・相談窓口】

- 松浦市子育て・こども課
(こども未来係) ☎内線 167
- 福島町からは ☎ 47-3011
- 鷹島町からは ☎ 48-3011
- 佐世保こども・女性・障害者支援センター
☎ 0956-24-5080

